

刑弁でGO!

第27回

研修「裁判員・裁判官からみた弁護人の法廷活動」

刑事弁護委員会委員 和田 恵 (60期)

裁判員裁判が始まって、約1年半が経った。この間、新しい刑事裁判に対応するために、弁護人が試行錯誤と創意工夫を重ね、弁護士会も法廷技術研修などを開催してきた。

裁判官や裁判員は、そのような弁護人の活動をどのように受け取っているのだろうか。

2010年11月30日に行われた本研修では、東京地方裁判所の角田正紀裁判官を講師に迎え、裁判員・裁判官からみた弁護人の法廷活動について、率直な意見を交えてお話を伺った。

角田裁判官の基調講演の内容を報告する。

1 裁判員の実像

弁護活動を考える上では、まず、裁判員がどういう人たちなのかを知ることが大事だと指摘された上で、裁判員の実像について話をされた。

制度が始まる以前は、裁判員は感情に流されたり、複雑な事件に手を焼いたりするのではないか、といった予測が裁判所内にあった。しかし、実際には、その予測は見事にはずれ、裁判員はみな冷静、熱心であるという声が裁判官から寄せられているという。

また、裁判員の多くは、真面目で理解力も十分にあり、公平あるいは公正であろうとする姿勢が強く感じられるとのことだった。中には、裁判官さえ気付いていない供述の変遷をメモにとり、評議中に裁判官に指摘した例もあったという。

2 弁護活動の基本的な姿勢

最高裁が裁判員経験者に対して実施したアンケートの結果が、最高裁ホームページで公開されている。これによれば、当事者の法廷での説明の「分かりやすさ」について、弁護人の活動は、検察官のそれと比べて、「分かりにくい」という評価が多いという残念な結果となっている。

この結果について、角田裁判官は、法廷の表現方法ではなく、内容の問題ではないかと指摘をされた。すなわち、弁護人が説得力の乏しい主張をした場合に、それが「分かりにくい」という評価につながっているのではないかと、いうのである。

従来の裁判官裁判では、弁護人が被告人の弁解に沿って不自然な主張をしても、その主張が排斥されるだけで、裁判官の弁護人に対する信頼が失われることはなかった。しかし、裁判員裁判においては、そうはいかない。説得力が乏しく不自然な主張が裁判員の反発を招き、弁護活動全体に対する信頼を失わせ、ひいては、被告人に不利益に作用する可能性があることを、実際の例を挙げて説明された。

また、公判活動のあり方として、主張立証を絞って行うことの大切さも指摘された。評議は、検察官の主張について適切な立証がなされたか否かという評価の形で行われる。弁護人は、それを踏まえて主張を組み立てる必要がある。弁護人は、検察官の主張の一点だけでも崩せばよいのであり、戦線を絞って、インパクトのある活動をするのが効果的ではないかと話があった。

3 公判における弁護活動

(1) 冒頭陳述

冒頭陳述については、従来と比べると格段に分かりやすくなったという評価がなされているという。もっとも、事件によっては、弁護人の冒頭陳述が終わった段階でも、事件の争点があまりよく理解されていない例があるという。冒頭陳述では、検察官の主張とどこが違うのか、争点を明確にすべきであると指摘された。

なお、最近の検察官の冒頭陳述は、主張が詳細になりすぎており、裁判員が消化できないほどたくさんの情報を詰め込んで話す例が多くみられるという。弁護人としては、このような検察官の冒頭陳述に全面的に対応する必要はない。ポイントを絞って主張すべきという点を強調されていた。

ところで、いわゆるアイコンタクトについては、裁判官はあまり重視していないという。アイコンタクトよりも、述べる内容がよく理解されるように、表現や内容を工夫するほうが重要ではないか、という意見が多くの裁判官から出されているとのことだった。

(2) 証拠調べ

裁判員裁判の下での証拠調べは、従来の書証中心の裁判から、公判中心の審理に移行した。もっとも、人証か書証か、という選択においては、バランスの問題も考慮すべきだと角田裁判官は指摘される。例えば、時系列について作成された合意書面が評価されているという。また、供述調書の朗読ではなく、証人尋問を行った結果、証言によってかえって被告人に不利益な結果に終わった例も散見されるとのことである。証拠調べの方法については、事案に即して、柔軟に考える必要がある。

尋問については、従来よりも、供述調書を上塗り

するような尋問が減り、ポイントを絞った反対尋問の例がみられるようになってきたとの話があった。

特に興味深かったのは、情状証人の選択に関する指摘である。職業裁判官による裁判では、どんなに情状立証が失敗しても、裁判官が一定の考慮をして、情状証人の尋問を被告人に不利益に働かせることはほとんどなかった。しかし、裁判員裁判では、そのような考慮はしてもらえない。その情状証人がプラスになるのかマイナスになるのか、よく検討した上で、あえて呼ばないという選択も考える必要があるとのことだった。

(3) 弁論

弁論については、行為責任を意識した弁論をすべきとの話があった。裁判員の中には、更生可能性を重視する人も多い。これに対して、裁判官は、評議の中で、行為責任を中心に刑を決めるように徹底して説明をするという。行為責任は、性犯罪などでは、刑の上限を画する場合もあるが、他方で、人の生命が失われた事件では、行為責任が重く働く場合もあると考えられる。弁論での量刑主張は、この点を十分に考慮して検討すべきだとの指摘が非常に興味深かった。

4 最後に

角田裁判官は、裁判員裁判においては、弁護人の力量が大きく問われていると話された。その言葉は、弁護人の責任を明確に意識させるとともに、裁判員裁判における弁護活動のやりがいを伝えるものだと思う。私は、角田裁判官の言葉を、弁護人へのエールとして受け止めた。

裁判員・裁判官が何を考えるのかを常に意識しながら、これからも弁護活動に取り組みたいと思う。